

# 原子力サプライヤが活用できる支援施策集

【令和6年度補正予算・税制改正、令和7年度当初予算案・税制改正を中心に掲載】

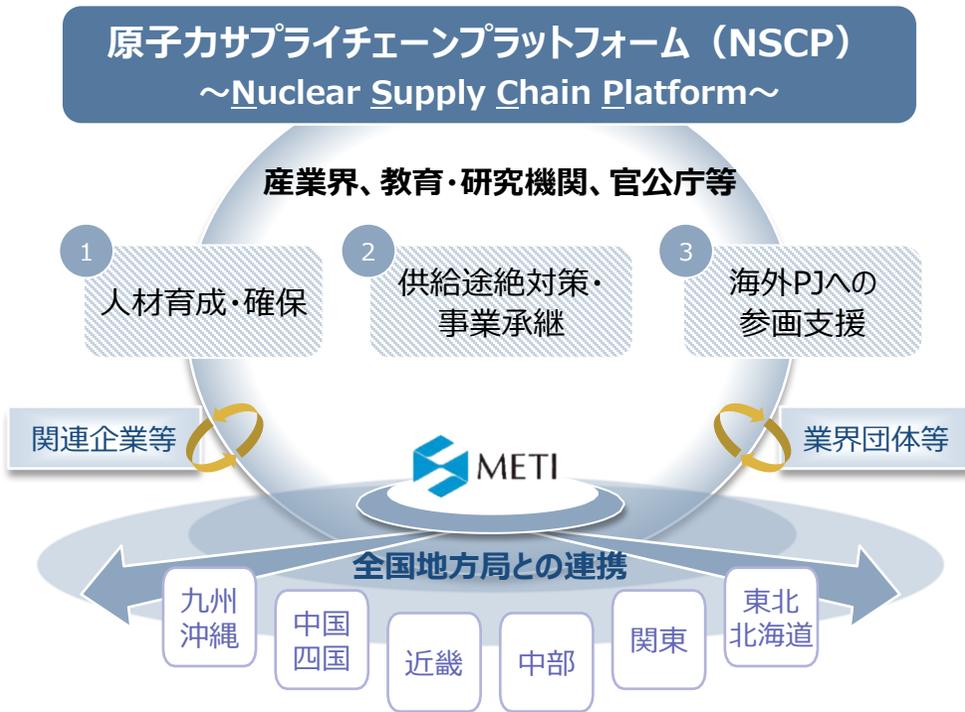
令和7年3月10日時点

経済産業省

# サプライチェーンの維持・強化に向けた行動指針

- 人材育成・確保支援、部品・素材の供給途絶対策、事業承継支援など、地方経済産業局等と連携し、サプライチェーン全般に対する支援態勢を構築。
- 次世代革新炉の開発・建設が進む場合にも、サプライヤが実際に製品調達・ものづくり等の機会を得るまでには相当程度の期間を要することも踏まえ、関連企業の技術・人材の維持に向け、海外市場機会の獲得を官民で支援していく。

## サプライチェーン強化の枠組み



## 支援策の概要

### ① 戦略的な原子力人材の育成・確保

- 産学官の人材育成体制を拡充し、大学・高専と連携したものづくり現場のスキル習得を進め、原子力サプライヤの講座への参加を支援

### ② 部品・素材の供給途絶対策、事業承継

- 地方局との連携も通じ、政府が提供する補助金・税制・金融等の経営支援ツールの活用を促進

### ③ 海外PJへの参画支援

- 国内サプライヤの実績や技術的な強みを発信する機会・ツールを積極的に企画・開発し、日本企業による海外展開を支援

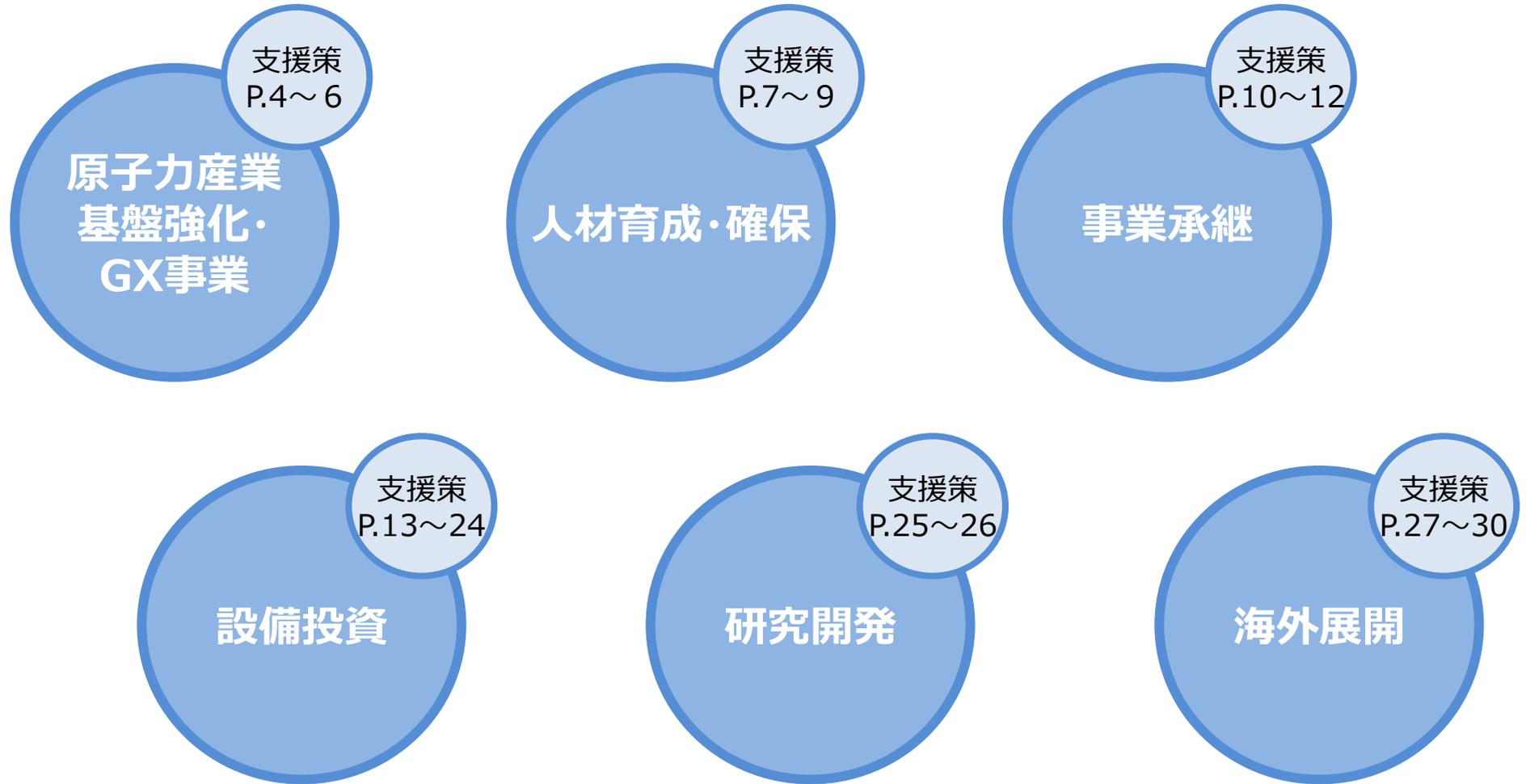
### 革新サプライヤチャレンジ

海外ベンダーへの発信・輸出金融・規格取得支援等を通じ、海外PJへの参画を後押し

### 炉型毎のチームを「革新サプライヤコンソーシアム」認定



# 原子力サプライチェーンの維持・強化に向けて － 目 次 －



(※) P.4～6 原子力産業基盤強化学業以外は、原子力サプライヤに特化した支援策ではありません。

# 原子力産業基盤強化事業

国庫債務負担含め総額 **41億円** ※令和7年度予算案額：39億円（新規）

## 事業目的・概要

### 事業目的

原子力利用の安全性・信頼性を支えている原子力産業・サプライチェーン全体の強化のため、①世界トップクラスの優れた技術を有するサプライヤの支援、②技術開発・再稼働・廃炉などの現場を担う人材の育成等に取り組む。これらの取組を通じ、原子力利用先進国として我が国が有する人材・技術・産業基盤を維持・強化し、不断の安全性追求と技術力向上に取り組むとともに、電力の安定供給に向けた原子力産業の構築を図ることを目的とする。

### 事業概要

我が国の原子力利用の安全性・信頼性を支えている原子力産業基盤の維持・強化を図るため、以下の取組を行う。

#### （1）サプライチェーン強化事業

世界トップクラスの技術力や経験を有している国内サプライヤによる原子力関連機器・サービスの安全性や信頼性向上に資する技術開発、事業撤退を余儀なくされる事業の継承、製造プロセスにおけるデジタル化の促進等を支援。加えて、持続可能な原子力産業基盤の実現に向けた課題に複数の事業者が連携して取り組むこと等を促進。

#### （2）原子力人材の育成支援事業

現場技術者の技術開発力強化・運転保守業務の技能向上・事故への対応能力強化のための講義や実習等により、原子力産業の現場を支える人材を育成。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

### （1）サプライチェーン強化事業

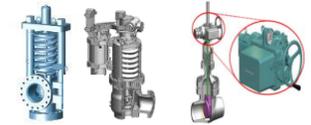


### （2）原子力人材の育成支援事業



#### 事業支援例

- デジタル活用による職人の技能伝承や代替サプライヤへの承継、海外規格への対応
- 業界大での機器・部素材の供給途絶対策
- 現場技術者の技能向上や対応能力強化、原子力人材の育成



～支援対象のイメージ例～

## 成果目標

令和7年から令和11年までの5年間の事業であり、最終的には、原子力利用の安全性・信頼性を支えている産業基盤の維持・強化に向けて、原子力関連機器・サービスの実用化8件、人材育成の講習や実習等への参加人数1,000人となることを目指す。

# 令和7年度原子力産業基盤強化事業 補足

## スケジュール・条件

単年度事業の想定時期	内容
5月頃～【20日間】	1次公募期間
6月頃	審査・採択決定
6月～7月頃	交付決定（事業開始）
～2月上旬（最長）	事業終了
3月上旬頃	最終報告会
3月下旬	補助金支払

### ～補助条件～

【支援対象】  
原子力関連の事業

【補助率】  
1/2

【予算総額】  
R7：17億  
R8：2億  
※国庫債務負担行為による  
2か年の応募も可能

※詳細は右記リンクから  
募集要領をご確認下さい

## 公募要領

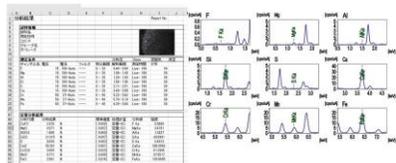
jGrantsリンクをご参照下さい（デジタル庁運営の補助金申請システム）

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ2000000r5ZvMAI>



## 支援事業例

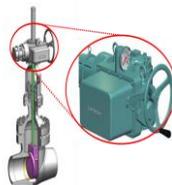
### デジタル活用による省人化



#### ～品質管理システム～

- 大型鋳鍛造品のプロセス管理は作業者の経験・技能に基づく**職人のノウハウに依存**。
- 計測機器等の導入により、管理状況を**データ化し、オンタイムで分析する品質管理システムを導入**。

### 技術・サービスの承継



#### ～アクチュエータ～

- 電動弁の駆動装置（アクチュエータ）内の直流モータの製造企業（甲府明電舎）が、**2022年の撤退を表明**。
- 製造中止を踏まえ、日本ギアが**設計を引き継ぎ、代替サプライヤーによる製造・性能検査を推進**。

### 海外輸出のための規格取得



#### ～輸出部品のイメージ例～

- 原子力向け高温高圧バルブは、近年では国内市場が低迷しており、製造・検査等の技能承継が課題。
- TVEのバルブは、国外**革新軽水炉市場にポテンシャルも**、入札参加に向けた**現地規格取得がネック**に。
- **国外の最新設計基準に適応**したバルブ製造能力の維持につなげる。

## 次世代革新炉の技術開発・産業基盤強化支援事業のうち、

## (3) 次世代革新炉の開発・建設に向けた技術開発・サプライチェーン構築支援事業

国庫債務負担行為要求額 **93億円** ※令和7年度概算要求額：60億円（新規）

## 事業の内容

## 事業目的

GX推進戦略(令和5年7月閣議決定)では、「新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組む」とともに「安全性向上等の取組に向けた必要な事業環境整備を進めるとともに、研究開発や人材育成、サプライチェーン維持・強化に対する支援を拡充する」とされている。

本事業では、更なる安全性向上に資する革新軽水炉と、分散電源等の将来ニーズに応える小型軽水炉の実現に向けた技術開発を支援する。また、原子力利用の安全性・信頼性を支えている原子力産業全体の維持・強化のため、国際連携も活用の上、サプライチェーン構築を図る。海外市場機会の獲得も見据え、供給途絶・人材不足等の課題を解決しながら、技術開発・人材育成・供給能力向上など企業の競争力を一層強化していく。

## 事業概要

## (1) 次世代革新炉の技術開発

革新軽水炉の新しい安全対策、小型軽水炉では我が国の技術的強み・実績のあるサプライチェーンの競争力向上に資する要素等の解析や試験などの取組を支援。

## (2) 次世代革新炉の開発・建設に向けた産業基盤強化

革新軽水炉・小型軽水炉の開発・建設に向けて必要な技術項目に係る、機器・部素材等のサプライチェーン高度化に資する研究開発・製造技術開発・製造実証等への取組を支援。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業支援例

- 新機構を取り入れた蒸気発生器等の主要機器、コアキャッチャ、二重円筒格納容器など革新軽水炉に係る技術開発
- 一体型隔離弁、自然循環による冷却システムなど小型軽水炉に係る技術開発
- 原子力機器・部素材等のサプライチェーン高度化に資する、研究開発・製造技術開発・製造実証



～原子力機器・部素材の例～

## 成果目標

次世代革新炉の開発・建設、世界最高水準の安全性追求に必要な国内の原子力産業基盤を維持・強化することで、カーボンニュートラルな社会に貢献する。

# 人材開発支援助成金（厚生労働省）

令和7年度当初予算案 **545億円**（645億円）

うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスティング支援コース 444億円（573億円）

## ● 支援概要

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。【令和5年度実績：38,190件（支給決定件数）】

コース名	対象訓練・助成内容		助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外		
			OFF-JT		OJT
			経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	OFF-JT訓練（人材育成訓練）		正規:45(30)% 非正規:70%		-
	OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練	企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練）	45(30)%	800(400)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
		非正規の正社員化を目指して実施する訓練（ <u>有期実習型訓練</u> ）（ <u>正社員化要件</u> ）	75%		最低2か月 10(9)万円/人
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合		30万円 ※制度導入助成	-	-
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	1,000(500)円/時・人	-
		成長分野	75%	1,000円/時・人 ※国内大学院	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練（OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練）		60(45)%	800(400)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
	定額制訓練		60(45)%	-	-
	自発的職業能力開発訓練		45%	-	-
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円 ※制度導入助成	1,000(800)円/時・人 ※有給時	-
短時間勤務等		20万円 ※制度導入助成	-	-	
事業展開等リスティング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練		75(60)%	1,000(500)円/時・人	-

※ 各訓練において、訓練受講の成果を評価し、制度として資格手当を支払う場合などに経費助成率を15%加算。

## ● 支援対象

雇用保険適用事業主

## ● 申込・問合せ

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口



[詳細はこちら](#)

## ● 詳細情報

人材開発支援助成金のページ（厚労省）



[詳細はこちら](#)

## ● 支援概要（65歳超継続雇用促進コース）

- ① 65歳以上の年齢への定年引上げや定年の定めを廃止する事業主に対して助成します。
- ② 希望者全員を66歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入する事業主に対して助成します。
- ③ 他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主が、受入れ事業主の就業規則改正等に必要な経費を全て負担した場合、送出し事業主に対して要した経費の1/2を助成します。等

【助成額】当該措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて以下の額を支給

### ① 定年引上げ又は定年の定めを廃止

措置内容 60歳以上 被保険者数	65歳への 引き上げ	66～69歳への 引き上げ		70歳未満 から70歳 以上への 引き上げ	定年(70歳未 満に限る)の 定めを廃止
		5歳未満	5歳以上		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

### ② 希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

措置内容 60歳以上 被保険者数	66～69歳への 引き上げ	70歳未満から 70歳以上への 引き上げ
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

### ③ 他社による継続雇用制度の導入

措置内容	66～69歳への 引き上げ	70歳未満から 70歳以上への 引き上げ

※ 他社とは、特殊関係事業主を含む他の事業主を指します。

## ● 支援対象

雇用保険適用事業主

## ● 申込・問合せ

(独)高齢・障害・求職者雇用  
支援機構の各都道府県支部  
高齢・障害者業務課（東京  
および大阪は高齢・障害者窓  
口サービス課）



[詳細はこちら](#)

## ● 詳細情報

65歳超雇用推進助成金  
のページ（厚労省）



[詳細はこちら](#)



# 賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

[詳細はこちら](#)

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後【措置期間：3年間】【注】

改正前【措置期間：2年間】

企業規模	改正後【措置期間：3年間】							改正前【措置期間：2年間】				
	継続雇用者等支給額(前年度比)	税額控除率※6	教育訓練費※7(前年度比)	税額控除率	両立支援・女性活躍	税額控除率	最大控除率	継続雇用者等支給額(前年度比)	税額控除率	教育訓練費(前年度比)	税額控除率	最大控除率
大企業 ※1	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	両立支援・女性活躍 プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%	+3%	15%	+20%	5% 上乘せ	30%
	+4%	15%						+4%	25%			
	+5%	20%						-	-			
	+7%	25%						-	-			
中堅企業 ※2	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	両立支援・女性活躍 プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%					
	+4%	25%										
中小企業 ※3	+1.5%	15%	+5%	10% 上乘せ	両立支援・女性活躍 くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%	+1.5%	15%	+10%	10% 上乘せ	40%
	+2.5%	30%						+2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

【注】令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始される各事業年度が対象（法人の場合）

## 事業承継・M&amp;A補助金

令和6年度補正予算額 **3,400億円**の内数

## ● 支援概要

事業承継に際しての設備投資、M&amp;A・PMIの専門家活用費用等を支援します。

	事業承継推進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	<b>800～1,000万円</b> ※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買い手支援類型： <b>600～800万円</b> ※1、 <b>2,000万円</b> ※2 売り手支援類型： <b>600～800万円</b> ※1 ※1 800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2 100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用類型： <b>150万円</b> 事業統合投資類型： <b>800～1,000万円</b> ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	<b>150万円</b> ※ ※事業承継推進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	<b>1/2・2/3</b> ※ ※中小企業者等のうち、小規模に該当する場合：2/3	買手支援類型： <b>1/3・1/2、2/3</b> ※1 売手支援類型： <b>1/2・2/3</b> ※2 ※1 100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2 ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合、2/3	PMI専門家活用類型： <b>1/2</b> 事業統合投資類型： <b>1/2・2/3</b> ※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	<b>1/2・2/3</b> ※ ※経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)

## ● 支援対象

中小企業等

## ● 公募・申込・問合せ

補助金事務局の決定後、窓口を設置予定

## ● 詳細情報

事業承継・引継ぎ補助金ポータルサイト

【全体サイト】



詳細はこちら

# 事業承継・引継ぎ支援センター

## ● 支援概要

事業承継の悩みや後継者不在の悩みを抱える中小企業等に対して、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等を行います。

以下の支援を無料で実施します。※

- 事業承継・引継ぎ（親族内・第三者）に関する御相談
- 事業承継診断による事業承継・引継ぎに向けた課題の抽出
- 事業承継を進めるための事業承継計画の策定
- 事業引継ぎにおける譲受／譲渡企業を見つけるためのマッチング支援
- 経営者保証解除に向けた専門家支援 など

※一部地域では支援内容が異なります。また、専門家派遣による支援等を実施する場合には費用負担が発生することがあります。



## ● 支援対象

中小企業等

## ● 公募・申込・問合せ

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センター



[詳細はこちら](#)

## ● 詳細情報

事業承継・引継ぎ支援ポータルサイト



[詳細はこちら](#)



# 法人版・個人版事業承継税制に係る所要の措置 (相続税・贈与税)

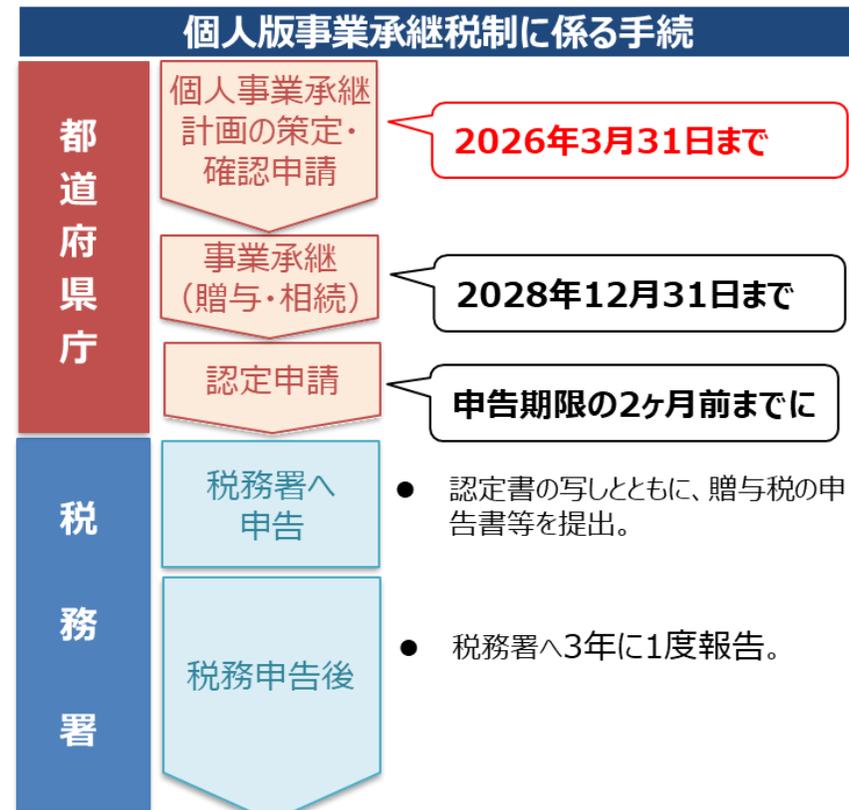
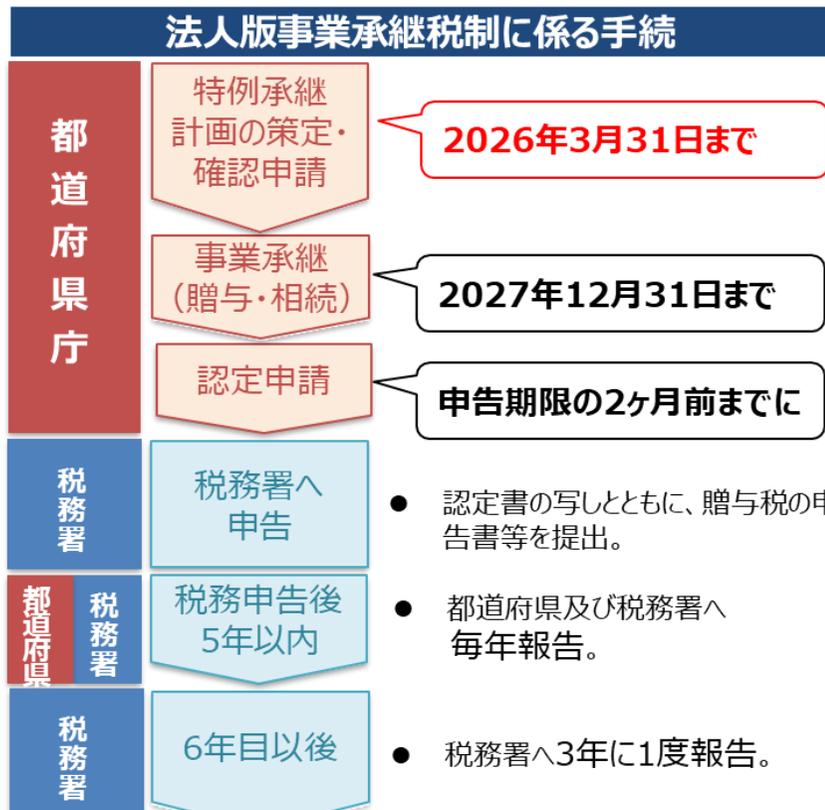
- 事業承継税制は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上のために、**事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロ**にする時限措置。
- コロナの影響が長期化したことを踏まえ、法人版・個人版の**特例承継計画の提出期限を2年延長**することとし、適用期限の到来に向けて、早期事業承継への支援体制の構築を図る。

## 改正概要

※赤字が改正箇所

【特例承継計画の提出期限：法人版・個人版いずれも**令和7年度末**】

[詳細\(個人版\)はこちら](#)



※令和7年度税制改正において、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に後継者が役員（取締役、監査役又は会計参与）に就任後3年以上経過している必要がある」という役員就任期間を特例措置に限って事実上撤廃。【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】

## ● 支援概要

エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）の4つの類型で、企業の投資を後押しします。

<b>(Ⅰ) 工場・ 事業場型</b> <small>※旧A/B類型</small>	<ul style="list-style-type: none"><li>工場・事業所全体で大幅な省エネを図る取り組みに対して補助</li><li>補助率：1/2（中小）1/3（大）等</li><li>補助上限額：15億円 等</li></ul> <p>※中小企業投資枠等を追加</p>
<b>(Ⅱ) 電化・ 脱炭素 燃転型</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助</li><li>補助率：1/2</li><li>補助上限額：3億円 等</li></ul> <p>※中小企業のみ工事費を補助対象に追加</p>
<b>(Ⅲ) 設備 単位型</b> <small>※旧C類型</small>	<ul style="list-style-type: none"><li>リストから選択する機器への更新を補助</li><li>補助率：1/3</li><li>補助上限額：1億円</li></ul> <p>※省エネ要件を追加</p>
<b>(Ⅳ) EMS型</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>EMSの導入を補助</li><li>補助率：1/2（中小）1/3（大）</li><li>補助上限額：1億円</li></ul> <p>※省エネ要件を見直し</p>

※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

## ● 支援対象

- 中小企業、大企業等

## ● 公募・申込・問合せ

### ● 公募準備中

- 一般社団法人環境共創イニシアチブ  
(Ⅰ)工場・事業場型  
先進枠 03-5565-3840  
一般枠／中小企業投資促進枠 03-5565-4463  
(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型  
03-5565-3840  
(Ⅲ)設備単位型  
ナビダイヤル 0570-039-930  
IP電話からのご連絡 042-303-0420  
(Ⅳ)エネルギー需要最適化型  
※ エネマネ事業者およびEMS導入に関するお問い合わせ窓口です。  
03-5565-4773

## ● 詳細情報

- 公募準備中  
省エネ設備への更新支援  
ポータルサイト（省エネ補助金）

[詳細はこちら](#)



# 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

中堅  
中小

令和6年度補正予算額 1,400億円 (国庫債務負担含め新規公募分として総額3,000億円)

## ● 支援概要

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資等を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現します。

項目	内容
補助上限額	50億円 (補助率1/3以内)
補助事業期間	交付決定日から最長で令和9年12月末まで ※原則として、各年度の申請額を上回る計画への変更や各年度の経費の前倒しや後倒しは不可。
補助事業の要件	①投資額10億円以上 (専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ②賃上げ要件 (補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、全国の直近3年間の最低賃金の年平均上昇率(4.5%)以上) ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます (天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。)
補助対象経費	建物費 (拠点新設・増築等)、機械装置費 (器具・備品費含む)、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

## ● 支援対象

中堅・中小企業 (常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等) ※単体ベース

※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請 (コンソーシアム形式: 最大10社) も対象となります。

※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外です。

## ● 公募・申込・問合せ

- 3次公募締切: 2025年4月28日(月)17時
- 中堅・中小成長投資補助金サポートセンター  
電話 050-3668-7818  
営業時間: 平日午前10時~午後5時  
(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

## ● 詳細情報

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金ポータルサイト



[詳細はこちら](#)

# 中小企業成長加速化補助金

令和6年度補正予算額 **3,400億円**の内数

## ● 支援概要

売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援します。

項目	内容
補助上限額	5億円（補助率1/2）
補助事業実施期間	交付決定日から24ヶ月以内
補助事業の要件	①投資額1億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ②「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること ③その他、賃上げ要件 など
補助対象経費	建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

### ※申請のポイント（例）

- **経営力**：経営者のビジョンやシナリオが明確であり、経営戦略上の補助事業の位置づけを踏まえて、飛躍的な成長につながるが見込まれるか。外部・内部環境の認識（市場や顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源等の状況等）を踏まえた事業戦略となっているか。（売上高成長率、付加価値増加率、売上高投資比率 等）
- **波及効果**：産業競争力の強化、イノベーションの創出、地域資源の活用、サプライチェーンへの効果など波及効果が見込まれるか。賃上げへの取組、適切な取引姿勢、女性が活躍しやすい職場環境、BCPへの取組状況など。（賃上げ率、地域未来牽引企業、パートナーシップ構築宣言 等）
- **実現可能性**：迅速に投資を実行できる財務状況や組織体制が整っており、金融機関などのコミットメントが得られているか。（ローカルベンチマーク、金融機関の審査への同席 等）

## ● 支援対象

- 売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業

## ● 公募・申込・問合せ

- 公募準備中  
2025年3月 第1回公募要領公開予定
- 補助金事務局の決定後、掲載

## ● 詳細情報

- 公募準備中
- 「100億宣言」に関する  
中小企業庁ホームページ

[詳細はこちら](#)



# 中小企業新事業進出補助金

## ● 支援概要

企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

項目	内容
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円 (3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円 (5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円 (7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円 (9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者 (事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成) の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、(※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等 の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
補助対象経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費

## ● 支援対象

- 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等

## ● 公募・申込・問合せ

- 公募準備中
- 補助金事務局の決定後、掲載

## ● 詳細情報

- 公募準備中

# 中小企業省力化投資補助事業

## 3,000億円

### ● 支援概要

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援します。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とします。

#### (1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

#### (2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5人以下 200万円 (300万円) 6～20人 500万円 (750万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円)	1/2
一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6～20人 1,500万円 (2,000万円) 21～50人 3,000万円 (4,000万円) 51～100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、 小規模・再生 2/3

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3  
※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

### ● 支援対象

人手不足の状態にある中小企業等

### ● 公募・申込・問合せ

- 【カタログ注文型】 随時受付
- 【一般型】 第1回公募締切：2025年3月31日（月）17時
- 中小企業省力化投資補助事業コールセンター  
ナビダイヤル 0570-099-660  
IP電話等 03-4335-7595  
受付時間 9:30～17:30 / 月曜～金曜  
(土・日・祝日除く)

※各都道府県にインフォメーション窓口もご用意しております。  
詳細は事務局サイトにてご確認ください。

### ● 詳細情報

中小企業省力化投資補助金  
事務局サイト



[詳細はこちら](#)

### ● 支援概要

新市場進出、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します！

事業類型	補助上限額	補助率
<b>成長分野進出枠（通常類型）</b> ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者向け 国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け	【従業員数20人以下】1,500万円（※2,000万円） 【従業員数21～50人】3,000万円（※4,000万円） 【従業員数51～100人】4,000万円（※5,000万円） 【従業員数101人以上】6,000万円（※7,000万円） （一部廃業を伴う場合2,000万円上乘せ） ※短期に大規模な賃上げを行う場合	中小1/2 （※2/3） 中堅1/3 （※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合
<b>成長分野進出枠（GX進出類型）</b> ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者向け	・中小 【従業員数20人以下】3,000万円（※4,000万円） 【従業員数21～50人】5,000万円（※6,000万円） 【従業員数51～100人】7,000万円（※8,000万円） 【従業員数101人以上】8,000万円（※1億円） ・中堅 1億円（※1.5億円） ※短期に大規模な賃上げを行う場合	中小1/2 （※2/3） 中堅1/3 （※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合
<b>コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）</b> コロナ禍が終息した今、最低賃金引き上げの影響を大きく受ける事業者向け	【従業員数5人以下】500万円 【従業員数6～20人】1,000万円 【従業員数21人以上】1,500万円	中小企業3/4 （※一部2/3） 中堅企業2/3 （※一部1/2） ※コロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者の場合

#### <更なる支援措置>

〔規模拡大〕補助事業終了後3～5年で中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者の上限上乘せ

〔賃上げ〕①継続的な賃金引き上げ及び②従業員の増加に取り組む事業者の上限上乘せ

#### <補助対象経費の例>

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

### ● 支援対象

中堅企業、中小企業等

### ● 公募・申込・問合せ

● 第13回公募締切：  
2025年3月26日(水)18時

● 事業再構築補助金事務局  
コールバック予約システム

ご不明な点は「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、コールバック予約システムよりご予約ください。

事前にご予約いただいた日時に、コールセンターから折り返し電話をかけるサービスです。



[よくあるご質問](#)



[コールバック予約システム](#)

### ● 詳細情報

事業再構築補助金事務局  
ホームページ

[詳細はこちら](#)



## ● 支援概要

業務効率化やDXの推進、セキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援します。

※赤字は令和6年度補正予算での拡充点

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入して、インボイス制度に対応	発注者主導でITツールを受注者に共有し、取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用に加えて、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化）			クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）
	単独申請可能なツールの拡大	ハードウェア購入費			
補助上限	ITツールの業務プロセスが1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～ <b>150万円</b>
補助率	中小企業：1/2 <b>最低賃金近傍の事業者：2/3</b> (3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の30%以上であることを示した事業者)	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 <b>小規模事業者：2/3</b>

## ● 支援対象

中小企業等

## ● 詳細情報

IT導入補助金  
2025事務局  
ポータルサイト



[詳細はこちら](#)

事業スケジュール



[詳細はこちら](#)

## ● 公募・申込・問合せ

- 1次締切スケジュール（予定）  
通常枠、インボイス枠、セキュリティ対策推進枠：2025年5月12日 複数社連携IT導入枠：2025年6月16日
- IT導入補助金2025 コールセンター 受付時間：9:30～17:30（土日、祝日、年末年始を除く）  
電話：0570-666-376（IP電話はこちら：050-3133-3272）



# カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充及び延長

(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

[詳細はこちら](#)

- 2030年度46%削減、2050年度カーボンニュートラルの実現に向けては、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。このため、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、炭素生産性等の要件を見直しつつ、**カーボンニュートラルに果敢に取り組む中小企業に対しては、その取組を強力に後押しする観点から、控除率を引上げ**。
- さらに、カーボンニュートラルに向けた投資は、**投資の検討から投資判断に至るまでの期間**や、**投資から設備の稼働まで一定の期間が必要**であることを踏まえ、**適用期間を長期化**。なお、対象資産から、需要開拓商品生産設備を除外する。

## 改正概要

【適用期間】令和10年度末まで

(**認定期間：2年以内＋設備導入期間：認定日から3年以内**)

### 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

#### (1) 対象

事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備

※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、**車両及び運搬具（一定の鉄道用車両に限る。）**。

**ただし、照明設備及び対人空調設備を除く。**

※措置対象となる設備は設備単位で炭素生産性が1%以上向上するもの

#### (2) 措置内容

企業区分	現行		企業区分	見直し・拡充	
	炭素生産性	税制措置		炭素生産性	税制措置
—	—	—	中小企業	17%	税額控除14% 又は特別償却50%
なし	10%	税額控除10% 又は特別償却50%	大企業	20%	税額控除10% 又は特別償却50%
			中小企業	10%	
	7%	税額控除5% 又は特別償却50%	大企業	15%	税額控除5% 又は特別償却50%

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

対象



# 地域未来投資促進税制の拡充及び延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

- **地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置（特別償却50%又は税額控除5%）を追加する。**
- **適用期限を3年間延長し、令和9年度末(2027年度末)までとする。**

## 改正概要

【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】 ※赤字が今回の新設箇所  
(下線は今回の主な改正箇所)

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常控*2	特別償却35% 又は税額控除4%
	通常控の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率5%*3以上かつ投資収益率5%以上 ② 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ <b>創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること</b>	特別償却50% 又は税額控除5%
	中堅企業枠	特別償却50% 又は税額控除6%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

## <地域経済の発展・成長に特に資する分野について>

### 下記の①～③を満たす産業(\*)を自治体が指定

※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定(3つまで)

※要件詳細については調整中

#### ① 地域経済への波及効果

自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくは、その付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること

#### ② 当該産業の成長性

自治体におけるその産業の売上高or就業者数or給与総額が一定以上伸びていること

#### ③ 自治体の計画性

自治体において関連する産業ビジョンが定められていること

\*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

\*2 サプライチェーン類型について、廃止。

\*3 中小企業者については労働生産性の伸び率が4%以上とする。



# 中小企業経営強化税制の拡充及び延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

- **適用期限を2年間延長**。(令和8年度末(2026年度末)まで)
- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新增設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用する**。
- 現行措置について、**C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直し**を行う。

**改正概要** 【適用期限：令和8年度末（2026年度末）まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	<b>生産性*</b> が旧モデル比平均1%以上向上する設備 <small>※ 単位加算当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか</small>	工業会等	機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) <small>(A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>生産等設備</b>を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。</li> <li>● <b>国内への投資</b>であること</li> <li>● <b>中古資産・貸付資産でないこと</b>等</li> </ul>
収益力強化設備 (B類型)	<b>投資利益率*</b> が年平均7%以上の投資計画に係る設備 <small>※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる</small>		器具備品 (30万円以上) 建物附属設備 (60万円以上)	
経営資源集約化設備 (D類型)	<b>修正ROA</b> または <b>有形固定資産回転率</b> が一定割合以上の投資計画に係る設備	経済産業局	ソフトウェア (70万円以上) <small>(A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)</small>	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>投資利益率が年平均7%以上</b></li> <li>● <b>売上高100億円超を目指すロードマップの作成</b></li> <li>● <b>売上高成長率年平均10%以上を目指す</b></li> <li>● <b>前年度売上高10億円超90億円未満</b></li> <li>● <b>最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上</b></li> <li>● <b>賃上げ率2.5% OR 5.0%以上</b> 等</li> </ul> <small>※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。</small>		機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) 器具備品 (30万円以上) ソフトウェア (70万円以上) <b>建物及びその附属設備 (1,000万円以上)</b> <small>(生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る)</small> <small>※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円</small>	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。  
 ※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。  
 ※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。  
 ※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。



# 中小企業投資促進税制の延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

[詳細はこちら](#)

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、**一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用**を認める措置。  
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- **人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。**

## 改正概要 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等）</li> <li>・ 従業員数1,000人以下の個人事業主</li> </ul>
対象業種	<p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業</p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p>
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】</li> <li>※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く</li> </ul>
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

# 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長 (固定資産税)

[詳細はこちら](#)



- 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。
- 具体的には、賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減する。賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減する。

改正概要 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

<全体のスキーム>

**国**  
(基本方針の策定)

協議 ↑ ↓ 同意

**市町村**  
(導入促進基本計画の策定)

申請 ↑ ↓ 認定

**中小企業**  
(先端設備等導入計画の策定)

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	<b>設備の種類</b>	<b>最低価額要件</b>	<b>投資利益率要件</b> 投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
	①機械及び装置	160万円以上	
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税 (通常、評価額の1.4%) ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → <b>3年間、課税標準を1/2に軽減</b> ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → <b>5年間、課税標準を1/4に軽減</b> ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。		
適用期限	2年間 (令和9年3月31日 (2026年度末) までに取得したもの)		

## ● 支援概要

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援します。

### 基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

- ①付加価値額の年平均成長率が**+3.0%以上増加**
- ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は、給与支給総額の年平均成長率が**+2.0%以上増加**
- ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金**+30円以上の水準**
- ④次世代育成支援対策推進法に基づく**一般事業主行動計画を公表等**（従業員21名以上の場合のみ）

の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	従業員数 5人以下 750万円 同 6～20人 1,000万円 同 21～50人 1,500万円 同 51人以上 2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	

- ※ **大幅な賃上げに取り組む事業者のみ**なさまには、補助上限額を**100～1,000万円上乘せ**します。  
 (1) 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 (2) 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
- ※ **最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみ**なさまには、補助率を**2/3**に引き上げます。  
 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

## ● 支援対象

中小企業、小規模事業者等

## ● 公募・申込・問合せ

- 19次締切：2025年4月25日(金) 17時
- ものづくり補助金事務局サポートセンター  
 受付時間 10:00～17:00（土日祝日除く）  
 TEL: 050-3821-7013

※間違い電話が多発しています。お間違いのないよう十分ご注意ください。

## ● 詳細情報

ものづくり補助金総合サイト



[詳細はこちら](#)

## ● 支援概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援します。

	通常枠	出資獲得枠
事業期間	最大3年間	
補助上限	単年度:4,500万円 3年間合計:9,750万円以内	単年度:1億円以下 3年度合計:3億円以下 但し、補助上限は、民間ファンド等の出資者が出資を予定している金額の2倍を上限とする。
補助率	中小企業者等：2/3以内 大学・公設試等：定額 ※一部定額上限あり、課税所得15億円超中小企業等は1/2以内	
補助対象経費	人件費・謝金、機械装置等の設備備品費、消耗品費、委託費等	

※出資獲得枠  
補助事業開始（初年度交付決定日）から補助事業終了後1年までの間に、当該研究開発プロジェクトに関し、ファンド等の出資者からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援する枠。

## ● 支援対象

中小企業者等

## ● 公募・申込・問合せ

- 公募締切：2025年4月18日(金)17時
- 主たる研究実施場所の都道府県を担当する経済産業局等

## ● 詳細情報

- 令和7年度予算「成長型中小企業等研究開発支援事業」(Go-Tech事業)公募ページ



[詳細はこちら](#)

【参考】Go-Techナビ



[詳細はこちら](#)

## ものづくり補助金・グローバル枠【再掲】

令和6年度補正予算額 **3,400億円**の内数

## ● 支援概要

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援します。

## 基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

- ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
- ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は、給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
- ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）

の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	従業員数 5人以下 750万円 同 6～20人 1,000万円 同 21～50人 1,500万円 同 51人以上 2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	

- ※ **大幅な賃上げに取り組む事業者のみ**なさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。  
 (1) 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 (2) 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
- ※ **最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみ**なさまには、補助率を2/3に引き上げます。  
 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

## ● 支援対象

中小企業、小規模事業者等

## ● 公募・申込・問合せ

- 19次締切：2025年4月25日(金) 17時
- ものづくり補助金事務局サポートセンター  
 受付時間 10:00～17:00（土日祝日除く）  
 TEL: 050-3821-7013

※間違い電話が多発しています。お間違いのないよう十分ご注意ください。

## ● 詳細情報

ものづくり補助金総合サイト



[詳細はこちら](#)

# 新輸出大国コンソーシアム（ジェットロ）

## ● 支援概要

「新輸出大国コンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」）は、政府系機関、地域の金融機関や商工会議所など国内各地域の企業支援機関が幅広く結集し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行う体制です。ジェットロはコンソーシアムの事務局機能を担っています。

### 海外ビジネスに精通した専門家による支援

#### ■ 海外展開フェーズに即したハンズオン支援

各国・地域事情、実務に精通した専門家が、継続的な企業訪問やオンライン面談、海外出張同行を通じて、海外展開計画の作成支援から海外販路開拓、立ち上げを一貫して支援します。

※ 支援にあたっては審査があります。

※ 2025年度 ハンズオン支援申込み受付中。

#### ■ 個別課題に対応するスポット支援

海外展開における実務で欠かせない各テーマについて、各国・地域事情や実務に精通した専門家、専門知識を有する専門家（弁護士/公認会計士/税理士等）などが支援します。

※ テーマ：海外展開戦略策定、貿易実務・商談、基準・認証、法務、税務・会計、物流

※ 対象はハンズオン支援を受けられている企業、ハンズオン支援のお申込みをご検討されている企業です。

## ● 支援対象

海外展開にご関心がある中堅・中小企業等

## ● 公募・申込・問合せ

- ジェットロ新輸出大国コンソーシアム事務局  
TEL：03-3582-8333  
受付時間：9:00～17:00（土日、祝祭日を除く）

## ● 詳細情報

新輸出大国コンソーシアム（ジェットロホームページ）



[詳細はこちら](#)

# 海外展開ハンズオン支援（中小企業基盤整備機構）

## ● 支援概要

豊富な実務経験・ノウハウを持つ海外ビジネスの専門家が、あらゆるご相談に無料でお応えし、皆さまのお取り組みを経営目線でナビゲートします。

**オンラインでのアドバイスも可能**です。どうぞお気軽にご相談ください。

例えば、こんな場面でのお悩みに対応可能です。

- 商品やサービスの輸出を考えているけど、何から始めればいいのか分からない…。
- 海外に拠点を作りたいけど、まずは事業プランの作り方を知りたい…。
- 海外子会社の運営がうまくいっていないので、なんとかしたい…。

- Point 1 貴社だけの海外展開の姿を一緒に考えます。**
- Point 2 1社1社のご要望に合わせた情報を提供します。**
- Point 3 相談は何度でも受けられ、無料です。**

本制度は**毎年2000社**を超える方々にご利用いただいています。ご相談のフェーズに応じ、専門家が海外現地の企業とのアポイント取得\*1 や海外現地へ同行\*2 支援も行うことが可能です。

\*1 \*2 所定の審査がございます。

## ● 支援対象

海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者

## ● 公募・申込・問合せ

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構
  - ・本部（関東圏）
  - ・地域本部（関東圏以外）
 WEBフォーム、メール又はFAXにてお申し込みください。

## ● 詳細情報

海外展開ハンズオン支援（中小企業基盤整備機構ホームページ）



[詳細はこちら](#)

# 新規輸出1万者支援プログラム（ゼロ）

## ● 支援概要

※輸出経験があっても支援の対象になります

「はじめて輸出」を応援します。※

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。輸出に関する簡単な質問から、具体的な相談まで何でもお任せください！

### <たとえば、こんなお悩みありませんか>

- 海外との取引は全く経験がないんですが…
- 昔少し試してみたことはあるけど…
- 海外のたくさんの方に自社製品を知ってほしい！
- 欧州にも輸出してみたい
- ○○は輸出しているけど、新たに□□も輸出してみたい
- 現地バイヤーとの交渉に自信がありません
- ブランディングやプロモーションの方法は？
- 容器サイズやラベルデザインにルールはありますか？
- 現地の売れ筋商品は？ 価格設定は？

新たに輸出に乗り出すみなさまを後押しする支援策をご提案します。

- 専門家による伴走型支援
- 輸出向け商品の開発、ブランディング・プロモーション
- ECサイトを活用した販路開拓
- 輸出商社とのマッチング など

## ● 支援対象

輸出に取り組みたい中堅・中小企業等

## ● 公募・申込・問合せ

- ジェトロ 新規輸出1万者支援事務局  
TEL：03-3582-4937 03-3582-4938  
03-3582-4939 03-3582-4940  
受付時間：9時～12時/13時～17時  
（土日、祝祭日、年末年始除く）  
※まずはプログラムにご登録ください。ご登録は無料です。

## ● 詳細情報

新規輸出1万者支援プログラム（ゼロ）  
ホームページ）



[詳細はこちら](#)

# 參考資料

# 中小企業、中堅企業等の定義について①

※施策によって、中小企業、中堅企業、みなし大企業等の範囲が異なる場合があります。詳細は最新の公募要領等でご確認ください。

## 中小企業向け補助金における中小企業等の定義（例）

業種 (中小企業基本法上の類型と日本標準産業分類上の分類は <a href="#">こちら</a> )	中小企業者 (以下の <u>いずれか</u> を満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下	
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
旅館業	5千万円以下	200人以下	
④小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

※網掛け部分は**中小企業基本法**における中小企業の定義と小規模企業の定義。中小企業等経営強化法では網掛け部分に加えて、白抜き部分も中小企業と位置付けられる。

上記に該当しない場合は「大企業」となり支援の対象外となる。ただし、上記の要件に該当しても、以下のいずれかに該当する「大企業」とみなして、補助対象外とする補助金が多い。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

# 中小企業、中堅企業等の定義について②

※施策によって、中小企業、中堅企業、みなし大企業等の範囲が異なる場合があります。詳細は最新の公募要領等でご確認ください。

## ● 事業再構築補助金における「中堅企業」の定義（一部）

- **資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人**であること。
- ただし、次の①～⑤のいずれかに該当する者は、**大企業とみなします（みなし大企業）**。また、次の①～⑤で「**大企業**」とされている部分が「**中堅企業**」である場合には、**中堅企業とみなします（みなし中堅企業）**。
  - ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
  - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
  - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
  - ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者等
  - ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等
  - ⑥ 応募申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

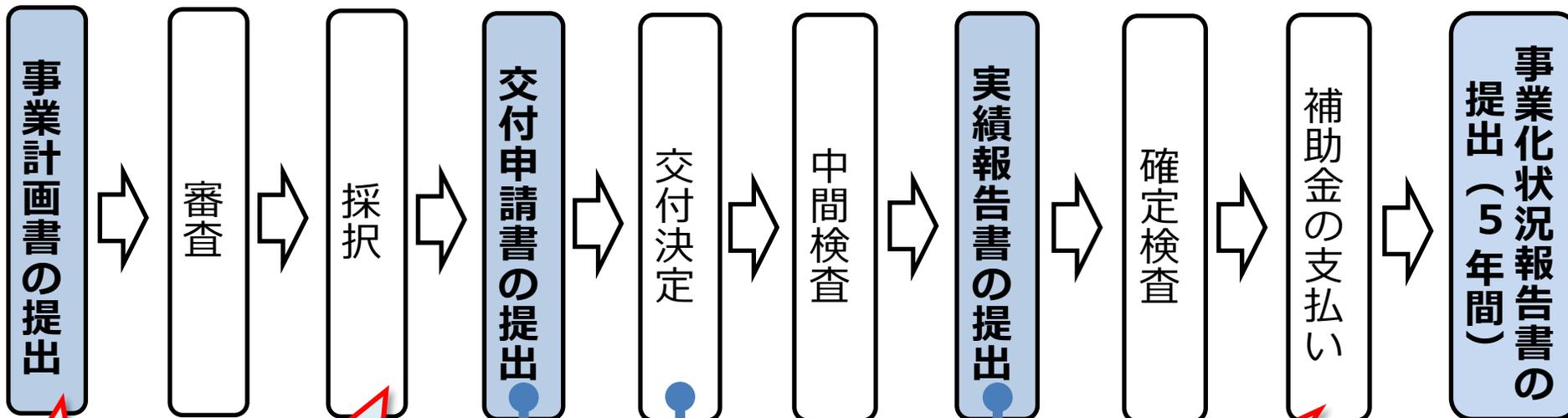
## ● 大規模成長投資補助金における「中堅・中小企業」の定義（一部）

- 常時使用する**従業員数が2,000人以下**の会社等《単体ベース》 ※大企業:常時使用する従業員数が2,000人超の会社等
- ただし、以下のいずれかに該当する「**中堅・中小企業**」は、「**大企業**」とみなして、補助対象外とする。
  - ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
  - ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
  - ③ 大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
  - ④ 発行済株式の総数又は出資金額の総額が①～③に該当する法人の所有に属している法人
  - ⑤ ①～③に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

## ● 省エネ補助金（令和5年度補正）における「中小企業」の定義（一部）

- **中小企業基本法**に準ずる。
- ただし、以下のいずれかに該当する「**みなし大企業**」は除く。
  - ① 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。  
※ ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。
  - ② 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

# 補助金における一般的な事務手続きの流れ



電子申請の  
場合が多いので注意  
ID取得に  
2~3週間必要

採択 = 補助金満額  
交付を保証するもの  
ではない点に注意

1件50万円以上の契約（発注）は、**3者以上の同一条件の相見積書**の提出が必要。

## 【注意点】

- ・交付申請書の提出時に有効な見積書であることが必要。
- ・同一条件であることを証明するため、見積依頼書の提出も必要。

交付決定日以降でなければ、**事業を開始できない**（契約・発注等ができない）。

補助事業期間内に検収・支払いまで終了させなければならない。

発注した機械装置が補助事業期間内に納品されなかった場合（代金の支払い含む）、**補助対象外となるので要注意！**

## 【参考】補助事業事務処理マニュアル

補助事業に係る経理処理及び検査等を実施する際に準備しておくべき資料等について、基本的事項を記載したもの。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

# その他お役立ちサイト

## ミラサポplus

中小企業向けの補助金・総合支援サイトです。



[ミラサポplusはこちら](#)

## 原子力サプライチェーンプラットフォーム (NSCP)

原子力サプライチェーンの維持・強化を目的に開設したサイトです。



[NSCPはこちら](#)

## jGrants

(ジェイグラント)

デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。jGrantsを使って申請できる各種補助金を閲覧・検索することが可能です。

## jGrants



[jGrantsはこちら](#)

主なコンテンツ

### 人材育成・確保

経済産業省予算の活用事例 就活支援・人材育成に係る事例 参考情報

### 供給途絶対策・事業承継

原子力サプライヤが活用できる支援施策集 補助金活用・供給途絶対策事例 参考情報

### 海外PJへの参画支援

海外オケージョン情報 革新サプライヤチャレンジ 海外プロジェクトへの参画支援事例  
原子力分野における海外との協力関係 参考情報